

**【既にオンライン資格確認を導入し、
現在光ディスク等による請求を行っている医療機関・薬局向け】**

オンライン請求への移行に向けて

厚生労働省 保険局 医療介護連携政策課
保険データ企画室

目次

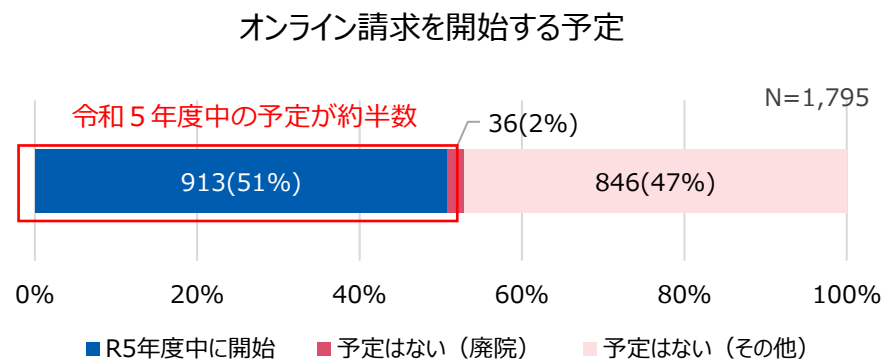
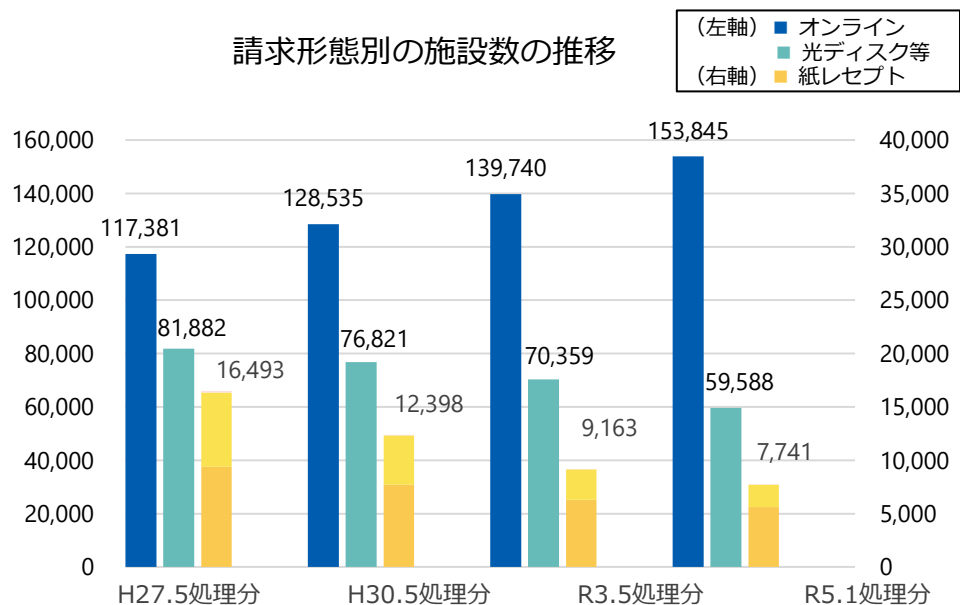
- 1. オンライン請求について p.2
 - 1. 医療機関・薬局におけるオンライン請求のメリット
 - 2. 2024年度以降の取扱い

- 2. オンライン請求への移行に向けて p.8
 - 1. 必要な機器等の準備
 - 2. 各種申請の提出
 - 3. オンライン請求の仕方
 - 4. セキュリティの確保
 - 5. もしトラブル発生した場合には

- 3. 【ご参考】オンライン請求に関する資料 p.21

1. オンライン請求について

- 保険医療機関・薬局は、診療報酬等の請求データ（レセプトデータ）を、「オンライン請求システム」を活用して、セキュリティが確保されたネットワーク回線により、オンラインで審査支払機関に送付することが可能です。
- オンライン請求を実施する施設は、これまで増加しており、一方で、光ディスク等による請求を実施する施設は減少しています。また、厚生労働省の調査（令和5年2月実施）によると、光ディスク等による請求を実施する施設の約半数（51%）が、2023年度末までにオンライン請求を開始することを予定しています。
- 本資料では、オンライン請求のメリットや移行に当たっての手順等を整理していますので、オンライン請求への移行の検討にご活用いただけますと幸いです。



(左グラフ) 支払基金より（原請求。処理時点で廃止されている医療機関・薬局分を除く。）
(上グラフ) 厚生労働省の調査（令和5年2月実施）より

1-1. 医療機関・薬局におけるオンライン請求のメリット

- 光ディスク等による請求とオンライン請求では、受付時間やセキュリティ等の特徴が異なります。
- オンライン請求へ移行していただくことで、医療機関・薬局におけるレセプト請求事務の効率化や作業負担の軽減が見込まれます。

各請求形態の特徴

	光ディスク等による請求	オンライン請求
受付時間	<ul style="list-style-type: none">・ 土・日・祝は受付不可（10日が土・日・祝の場合は受付可能）・ 原則、診療翌月 10日17時30分まで	<ul style="list-style-type: none">・ 土・日・祝も受付可能・ 診療翌月 5~7日は8時~21時まで、8~10日は8時~24時まで
返戻の負荷	<ul style="list-style-type: none">・ 事務的な誤りがあったレセプトは返戻され、次月以降に再請求	<ul style="list-style-type: none">・ 受付・事務点検ASPの利用によるレセプトデータの事前チェックが可能・ エラー箇所は請求月の12日までに修正し、再提出することが可能
セキュリティ	<ul style="list-style-type: none">・ 電子レセプトが記録された電子媒体を審査支払機関に搬送（窓口を持参または郵送）しているため、搬送時における破損や紛失、提出（郵送）先誤りなどの問題が発生	<ul style="list-style-type: none">・ 暗号化通信、セキュリティを確保したネットワーク回線を使用するため、安全な請求が可能・ システム上で請求先のチェックが行われるため、提出先誤りは発生しない
その他	<ul style="list-style-type: none">・ 電子媒体への書き込み、郵送作業に時間や人手がかかる・ 振込額は支払月の翌月上旬に到着する当座口振込通知書・診療報酬振込額決定通知書で確認・ 各帳票を紙で保管する必要がある	<ul style="list-style-type: none">・ 請求に要する時間や人手が光ディスク等と比較して少ない・ 帳票類をオンライン請求システム上で確認することが可能・ 各種情報をデータで管理・保存することにより、保管場所の確保が不要となる

1-2. 2024年度以降の取扱い（1/3）

- 2023年11月30日付で、請求命令の一部改正命令が公布されました。これにより、2024年度から、法令に基づき、レセプトの請求方法の取扱いが変わります。
- 2024年4月1日以降は、オンライン請求が基本的な請求方法となり、光ディスク等・紙レセプトによる請求の新規適用が終了します。
また、2023年4月からオンライン資格確認の原則義務化によりオンライン請求も可能な回線が敷設された状況も踏まえ、光ディスク等による請求を実施する施設について、2024年9月末までに原則オンライン請求への移行を促すこととしているところです。

具体的には、

- 2024年4月から、光ディスク等による請求の新規適用が終了
- 併せて、2024年3月末時点において光ディスク等による請求を実施する施設について、同年4月から9月まで経過措置期間を設けつつ、2024年9月末までに原則としてオンライン請求へ移行

（2024年10月以降も光ディスク等による請求を続けようとする施設については、「届出」及び「オンライン請求への移行計画書」の提出により、1年単位で光ディスク等による請求が可能 → [詳細は次ページ](#)）

するものとされており、

こうした対応を通して、2024年9月末までに「オンライン資格確認を導入済みである全ての施設」において、オンライン請求に移行していただくことを目指しています。

1-2. 2024年度以降の取扱い（2/3）

- 2024年10月以降も光ディスク等を用いた請求を継続する場合には、同年8月31日までに、オンライン請求への移行計画書とともに届出を提出する必要があります。

■ 届出について

- 届出は、医療機関等向け総合ポータルサイトに開設するフォームから、オンラインで行うこととしています。

(リンク先) https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?sys_kb_id=194a233a933142140dff0e01bba1083&id=kb_article_view&sysparm_rank=1&sysparm_tqueryId=f302777a93f142140dff0e01bba109d&spa=1

- やむを得ない事情により、フォームからの提出が困難である場合には、紙媒体の猶予届出書（※）を
 - 社会保険診療報酬支払基金本部 事業統括部事業サポート課 及び
 - 医療機関・薬局が所在の都道府県の国民健康保険団体連合会の両方にご提出ください。

■ 補足

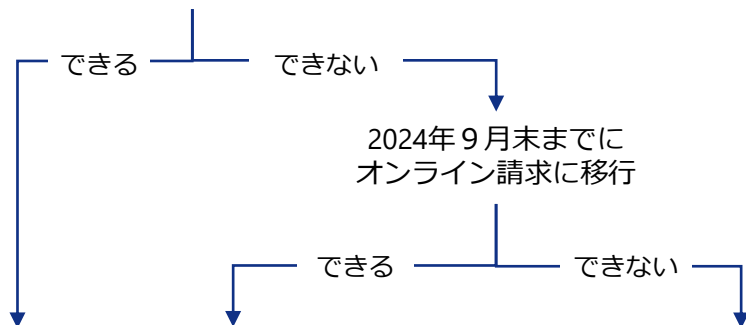
- 移行計画書は最大1年間の内容として定める必要があり、そこに記載した期間に限り、光ディスク等を用いた請求を継続することが可能です。
- 本届出は、1年更新制であり、経過期間が経過する時点において尚も継続する事情がある場合には、改めて、移行計画書とともに届出を提出することで、光ディスク等を用いた請求を継続することが可能です。

1-2. 2024年度以降の取扱い (3/3)

■ 届出が必要となる医療機関・薬局の対象と、届出等への記載事項は以下のとおりです。

現在、**光ディスク等**で請求を行っている

2024年3月末までにオンライン請求に移行



猶予届出等は不要

猶予届出・移行計画の提出が必要

※ オンライン請求を開始するには、その2月前の20日までに医療機関等向け総合ポータルサイトからオンライン請求の利用申請等が必要です。

※ 期限までに廃止する場合も届出等は不要です。

※ 届出は医療機関等向け総合ポータルサイトの届出フォームから、**8月31日まで**にお願いします。

※ 9月末までにオンライン請求に移行する予定でも、移行が10月以降にずれ込むおそれがある場合は、念のため提出をご検討ください。

(別添2) 光ディスク等を用いた請求に係る猶予届出書 兼 オンライン請求への移行計画書 様式第1号

I. 保険医療機関・薬局の基本情報

① 名称			
② 電話番号	-	-	③ 保険機関コード
④ 所在地	(都道府県)		地域医療番号 医療機関番号 医療機関識別コード(7桁)

II. 届出内容

⑤ 光ディスク等を用いた請求の継続を希望する期間 西暦 年 月 日
 ※ 最大で届出を行った翌年の9月末まで
 ※ 1年更新制であり、改めて届出・移行計画書の提出を行うことで更新可能。

III. 移行計画

⑥ 現時点でオンライン請求に移行できない理由(ア〜ウから選択)

ア 外部委託などにより請求を行っているため、レセプトコンピュータを保有していない
 外部委託先の名称 ()

イ オンライン資格確認の経過措置に該当するやむを得ない事情(※以下から1つ選択)がある
 光回線のネットワークが未整備の離島・山間地域や建物に所在
 改築工事中・臨時施設
 休廃止に関する計画を定めている
 その他特に困難な事情がある

ウ その他 ()

⑦ 現時点で検討しているオンライン請求を行うことができる体制の整備予定時期 (ア〜エから選択)

ア 本年12月末までの時期
 イ 来年3月末までの時期
 ウ 来年9月末までの時期
 エ その他 ()
 例: 来年9月末までに休廃止予定であるなど

(⑥で「ウ、その他」を選択した場合)

⑧ レセプトコンピュータ・請求用端末の状況(ア〜ウから選択)

ア オンライン請求に対応可能(確認済み)
 イ 改修・調達が必要 (西暦 年 月対応予定)
 ウ 改修・調達の要否を確認中

⑨ ネットワークの整備状況(ア〜ウから選択)

ア 整備済み
 イ 契約済み・未整備 (西暦 年 月対応予定)
 ウ 見積もり依頼中・検討中

⑩ 各種届出の状況

(1) オンライン請求の利用申請 (済み/未実施)
 (2) 電子証明書の発行申請 (済み(※)/未実施)
 ※ オンライン資格確認端末から請求する場合で、発行済みの電子証明書を兼用する場合を含む。

⑪ 備考

上記のとおり届け出ます。

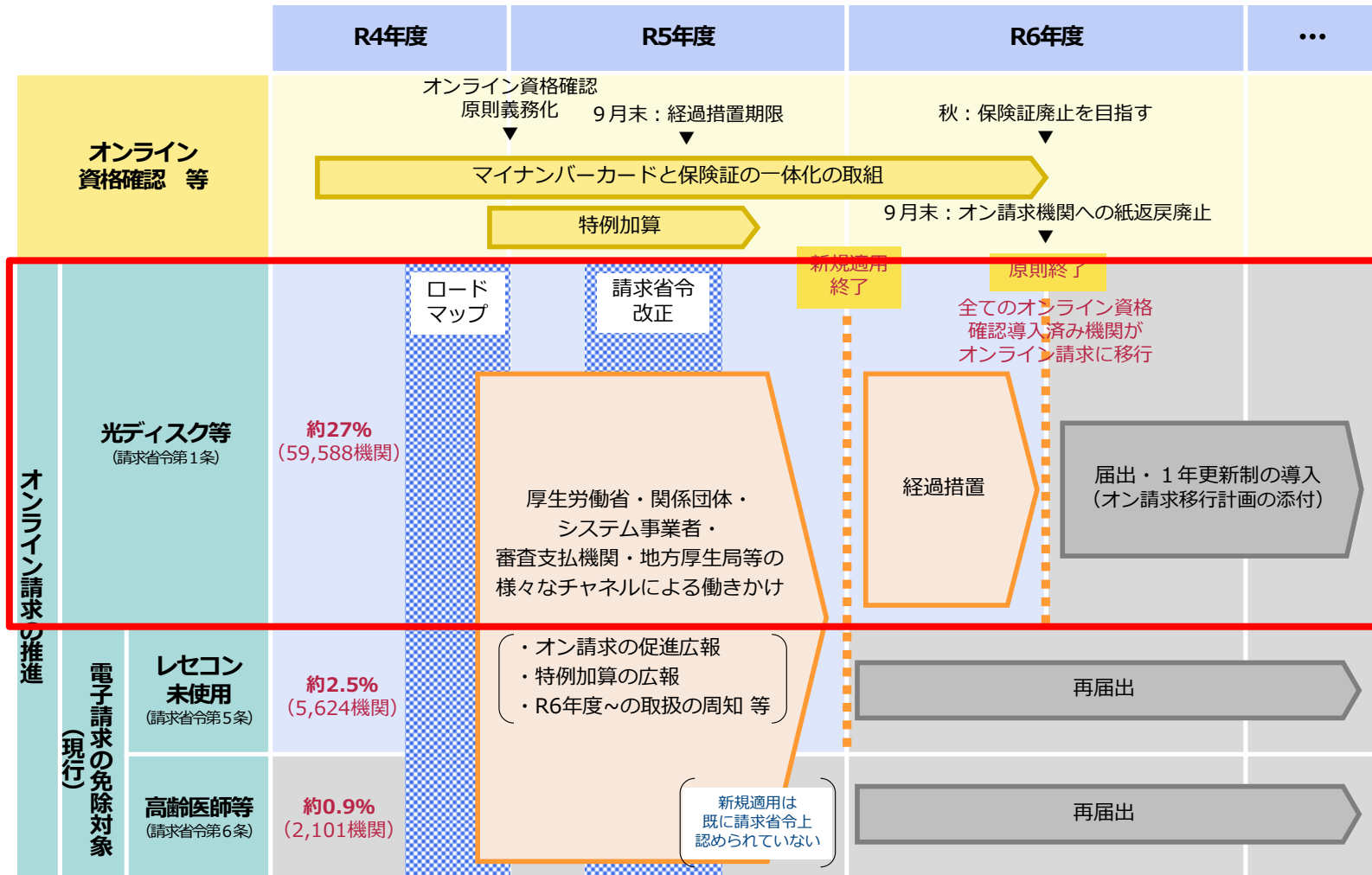
西暦 年 月 日

審査支払機関 御中

開設者名 ()
 住所 〒 ()
 メールアドレス: ()

【参考】オンライン請求の割合を100%に近づけていくためのロードマップ

(2023年3月23日 社会保障審議会医療保険部会にて了承)



2. オンライン請求への移行に向けて

- オンライン請求の利用に向けた準備作業は以下の4ステップになります。
- まずは、ご施設で利用しているレセプトコンピュータの設定変更要否や、ネットワーク環境の契約状況の確認から準備を始めていただけますようお願いいたします。



1. レセプトコンピュータの設定変更要否の確認

▶ 現在ご利用中のレセプトコンピュータの事業者へ問合せ

2. ネットワーク、オンライン請求用端末の準備※1

▶ 現在ご契約中のネットワーク回線事業者、端末のシステムベンダへ問合せ

※1
オンライン資格確認用のネットワーク回線や端末と兼用する場合は不要です。

1. 見積依頼

見積依頼項目

- ・ (設定変更等が必要な場合のみ) オンライン請求対応に向けた設定変更に係る費用

▶ 現在ご利用中のレセプトコンピュータの事業者へ依頼

- ・ オンライン請求用端末の新規購入費用※1

▶ システムベンダへ依頼

- ・ オンライン請求システム 接続可能回線の導入に係る費用※1

▶ IP-VPN事業者、IPsec+IKE事業者へ依頼

2. 発注

1. 「オンライン請求利用申請」と、「電子証明書発行申請」※2の実施

請求開始月の前々月の20日まで

▶ ポータルサイトで申請※3

※2
オンライン資格確認とオンライン請求で端末を兼用する場合、オンライン資格確認用に電子証明書のインストールが完了していれば、別途の電子証明書の発行は不要です。

※3
医療機関等向け総合ポータルサイト（本頁下部URL）から申請ください。なお、申請書類を紙媒体で提出することを希望する場合の様式や提出方法については、各審査支払機関のホームページをご参照ください。

1. 設定ツール・電子証明書発行通知※2の受領

設定ツール

請求開始月の前月の12日から15日

電子証明書発行通知

申請から5営業日程度

2. オンライン請求システムの設定・電子証明書のインストール※2

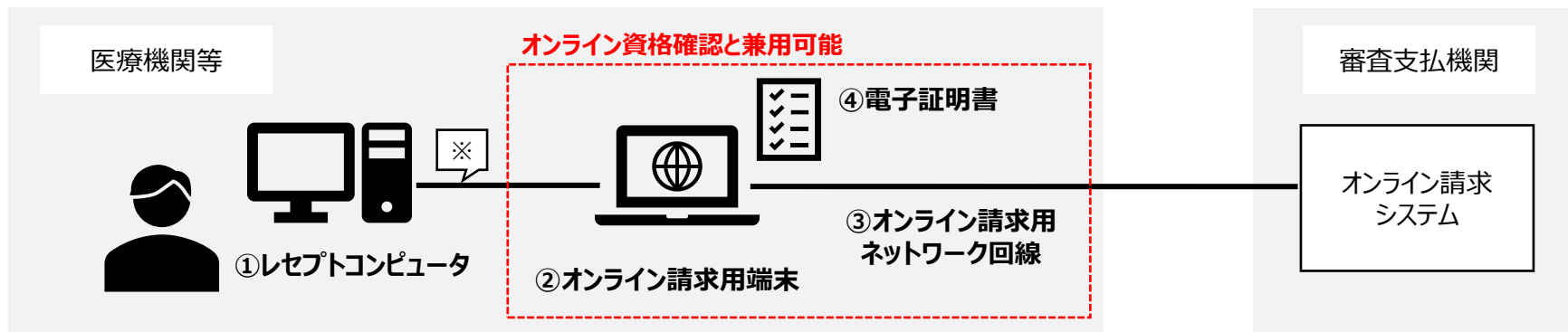
請求開始月の前月の15日から月末

3. 確認試験の実施（任意）

2-1. 必要な機器等の準備

- オンライン請求へ移行する場合に準備が必要となる機器等の多くは、オンライン資格確認との兼用が可能です。各機器等の準備の詳細については別頁をご参照ください。

オンライン請求のイメージ



	準備が必要な機器等	概要	詳細頁
①	レセプトコンピュータ	<ul style="list-style-type: none"> オンライン請求に対応しているレセプトコンピュータの使用が必要です (レセプトコンピュータの設定変更が必要な場合があります。) 	P10
②	オンライン請求用端末	<ul style="list-style-type: none"> オンライン請求システムの動作環境を満たす端末の準備が必要です (オンライン資格確認用端末と兼用する場合、新規で端末の購入は不要です) 	-
③	オンライン請求用のネットワーク回線	<ul style="list-style-type: none"> IP-VPN接続方式またはIPsec+IKE接続方式の回線の準備が必要です (オンライン資格確認用のネットワーク回線と兼用する場合、新規回線の敷設は不要です) 	P11,12
④	電子証明書	<ul style="list-style-type: none"> オンライン請求用の電子証明書の発行申請が必要です (オンライン資格確認とオンライン請求で端末を兼用する場合、新規発行は不要です) 	P13,14

※オンライン請求端末とレセプトコンピュータをネットワークで接続しない対応も可能ですが、その場合、毎月のオンライン請求時にレセプトコンピュータ・オンライン請求用端末間でのデータ移動をUSB等を用いて手動で行う必要があります。

2-1. 必要な機器等の準備（レセプトコンピュータ）

- 一部のレセプトコンピュータは、オンライン請求を開始するにあたって一部設定変更が必要な場合があります。
- 現在ご施設で導入しているレセプトコンピュータのシステムベンダへ、設定変更要否について問合せをお願いいたします。

【参考】原請求をオンラインにより実施する場合、返戻再請求もオンラインで行うこととされています。

返戻再請求オンライン化にあたってご確認をいただきたい点

- オンライン請求を行っていただく際にはご使用のレセプトコンピュータにダウンロードした返戻レセプトを修正する機能が搭載されているかシステムベンダにご確認ください。^{※1}
- また、審査支払機関へ再審査請求（医療機関再審査）を申し出る場合にもオンラインでの請求が可能となるよう是非ご検討をお願いします。

返戻再請求のオンライン化のメリット

- 返戻レセプトはオンライン請求システムからCSV形式のデータでダウンロードが可能です。
- これにより、電子レセプトの返戻はオンラインで受け取ることができるため返戻再請求レセプトも電子レセプトとして一元的な管理が可能となります。
- また、毎月5日にオンラインでダウンロードが可能のため、院内での再請求事務に当たる期間も確保できます。^{※2}

^{※1}現在、原請求をオンラインにより実施している医療機関・薬局において、令和5年3月原請求分から返戻再請求もオンラインによるものとされています。当面は経過措置届出を審査支払機関にご提出いただくことで紙での再請求も可能ですが、令和6年9月末において経過措置は終了いたします。

^{※2}令和6年9月末までは返戻となる電子レセプトを紙レセプトにも出力して送付を行っており、紙レセプトがお手元に届くのは毎月6日～8日頃となります。

2-1. 必要な機器等の準備（オンライン請求用のネットワーク回線）

- オンライン請求ネットワークに接続するためには、ネットワーク回線が必要です（※）。
- オンライン請求システムへの接続方式として、閉域網を使用するIP-VPN接続方式と、インターネット回線を利用するIPsec+IKE接続方式の2種類が存在します。どちらの接続方式を選択するかは、現在のご施設のネットワーク環境等に応じてご検討ください。

接続方式の種類	特徴・詳細
IP-VPN 接続方式	<ul style="list-style-type: none">• ネットワーク回線事業者が自社で構築している回線網（閉域IP網）を利用し、一時的に医療機関・薬局等と審査支払機関の間をあたかも専用線の様に接続する方式のこと。
IPsec+IKE 接続方式	<ul style="list-style-type: none">• インターネット上に暗号化した通信経路を構築し、機密性の高いデータ通信を可能とする技術と、インターネット標準の電子鍵の交換技術を組み合わせることにより、IP-VPN接続と同等のセキュリティを確保した方式のこと。• インターネット経由でオンライン請求を行うには、プロバイダ（ISP）の他にIPsec+IKEサービス提供事業者と契約する必要があります。

【参考】ネットワーク回線事業者一覧（IP-VPN接続方式・IPsec+IKE接続方式）

■ IP-VPN接続方式（光回線に限る）

事業者名	種別
NTT東日本・西日本	フレッツ 光ネクスト
	フレッツ 光クロス
	フレッツ 光ライト
	フレッツ 光ライトプラス
中部テレコミュニケーション株式会社（CTC）	ビジネスコミュファ光
株式会社QTnet	BBIQ
光コラボレーション事業者等※1	—

■ IPsec+IKEサービス提供事業者（インターネット接続方式）

事業者名	サービス名
株式会社NTTPC コミュニケーションズ	○オンライン資格確認・オンライン請求向け IP – Members
株式会社NTTデータ中国	○オンライン資格確認向け @OnDemand接続サービス
	○オンライン請求向け レセプトオンライン接続サービス
富士通株式会社	○オンライン資格確認向け FENICS II ユニバーサルコネクアドバンス メディカルVPN接続サービス
	○オンライン請求向け FENICSメディカル・グループネットサービス
三菱電機 インフォメーション ネットワーク 株式会社	○オンライン資格確認向け セキュアネットワークサービス SecureMinder オンライン資格確認 インターネットVPN
	セキュアネットワークサービス SecureMinder オンライン資格確認 Ipsec over IP-VPN(フレッツ光ネクスト)
	○オンライン請求向け セキュアネットワークサービス SecureMinder レセプト

※既存の回線に加えて、上記4事業者との契約が別途必要となります。

上記の表は「オンライン請求及びオンライン資格確認等システム接続可能回線・事業者一覧表」より抜粋しております。詳細は下記のURLよりご確認ください。
「オンライン請求及びオンライン資格確認等システム接続可能回線・事業者一覧表」https://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/online/online_04.files/claimsys35.pdf

※1：光コラボレーション事業者が提供するサービスでもオンライン請求・オンライン資格確認が利用可能な場合がございます。サービスの詳細については各事業者へお問い合わせください。

2-1. 必要な機器等の準備（電子証明書）

- 安全にデータを送受信するため、オンライン請求用端末については、信頼できる第三者（認証局）が間違いなく本人であることを電子的に証明するものとして「電子証明書」による認証を必須としています。1つの端末（PC）に1つの電子証明書が発行され、これをインストールすることで、オンライン請求システムを利用することができます。
- **オンライン資格確認とオンライン請求で端末を兼用する場合、オンライン資格確認用に電子証明書のインストールが完了していれば、別途の電子証明書の発行は不要です。**
- オンライン資格確認とオンライン請求で別端末を利用する場合、オンライン請求用に新規で電子証明書を発行する必要があります（電子証明書発行料：1枚あたり1,500円（税込）、別途郵送料が発生）。電子証明書の発行に係る申請や段取りについては、次頁をご参照ください。

2-2. 各種申請の提出

- オンライン請求を開始するためには、「オンライン請求利用申請」及び「電子証明書発行申請」の提出が必要です。提出は、医療機関等向け総合ポータルサイト（※）から行うことが可能です。
- 申請の提出からオンライン請求開始までに要する期間は下記の通りです。「オンライン請求利用申請」は、オンライン請求を開始いただく月の2カ月前までに申請が必要ですので、計画的な対応をお願いします。

【申請要否】

- オンライン請求利用申請：必ず提出が必要
- 電子証明書発行申請：オンライン資格確認用端末とオンライン請求用端末を兼用する場合、オンライン資格確認用に電子証明書のインストールが完了していれば、別途の電子証明書の発行は不要

【申請の提出からオンライン請求開始までの段取り】

#	作業	提出先	提出時期等	期間		
				n-2月	n-1月	n月
1	「オンライン請求利用申請」の提出	審査支払機関	毎月20日まで	提出		
2	審査支払機関からオンライン請求を行うための設定ツール等の受領	-	申請受理月の翌月15日まで		設定ツール送付期間	
3	「電子証明書発行申請」の提出	審査支払機関	請求開始月の2カ月前から設定作業の5営業日前まで	提出		
4	設定作業・電子証明書のダウンロード	-	-		設定	
5	確認試験の実施（任意）	-	-			確認試験
6	オンライン請求の開始	-	-			オンライン請求開始

2-3. オンライン請求の仕方

- 光ディスク等による請求からオンライン請求への移行に伴って、医療機関・薬局内でのレセプト請求事務の業務フローも変更となる想定です。特に、光ディスク等への書き出し・郵送に係る作業はオンライン請求用端末を使用したデータのアップロード作業に置き換わることとなりますので、ご注意ください。
- 以下に点数表別に、オンライン請求システムのセットアップや運用方法が記載されている資料を整理しておりますので、ご確認ください。

オンライン請求システム操作手順書

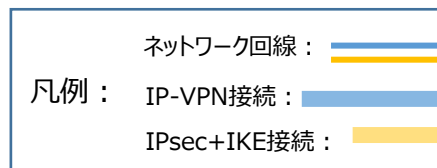
点数表	資料名	掲載URL
医科	セットアップにあたって	(セットアップCD-ROM版) https://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/rezept/iryokikan/download/download_01.files/online_setup.pdf (ダウンロード版) https://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/rezept/iryokikan/download/download_01.files/online_setup_dl.pdf
	運用編	https://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/rezept/iryokikan/download/download_01.files/online_m_i.pdf
歯科	セットアップにあたって	(セットアップCD-ROM版) https://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/rezept/iryokikan/download/download_02.files/online_setup.pdf (ダウンロード版) https://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/rezept/iryokikan/download/download_02.files/online_setup_dl.pdf
	運用編	https://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/rezept/iryokikan/download/download_02.files/online_m_i.pdf
調剤	セットアップにあたって	(セットアップCD-ROM版) https://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/rezept/iryokikan/download/download_03.files/online_setup.pdf (ダウンロード版) https://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/rezept/iryokikan/download/download_03.files/online_setup_dl.pdf
	運用編	https://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/rezept/iryokikan/download/download_03.files/online_m_i.pdf

2-4. セキュリティの確保（オンライン請求システムのセキュリティ）

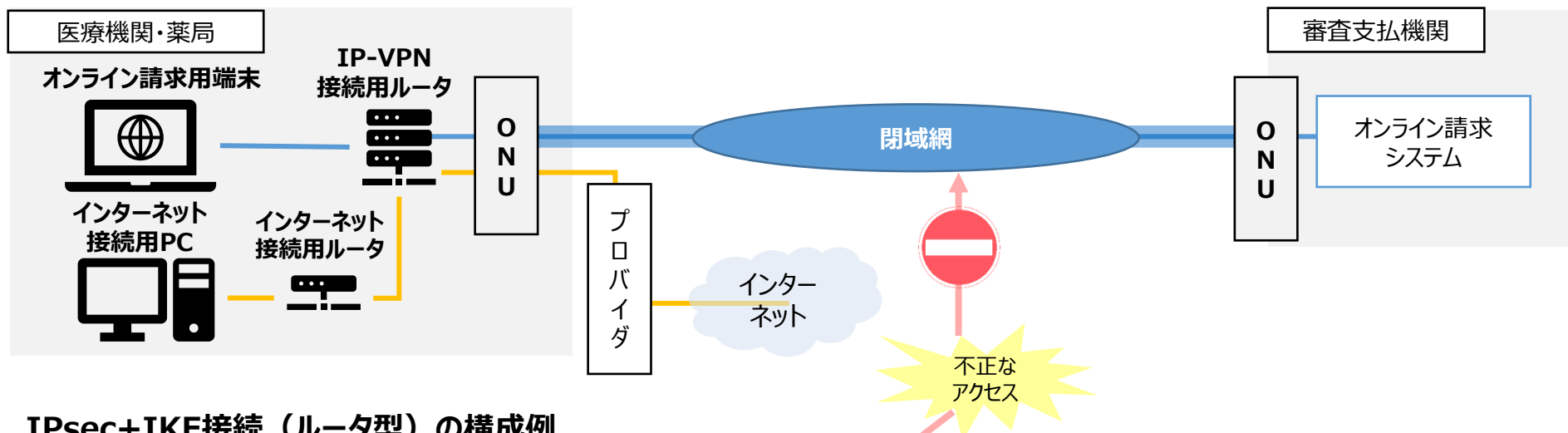
- オンライン請求システムのセキュリティ対策は、厚生労働省からの通知により定められており、審査支払機関ではこの通知に基づいたセキュリティ対策を講じています。
- 通信回線は、「閉域IP網を利用したIP-VPN接続」、「IPsecとIKEを組み合わせたインターネット接続」等を使用し、電子証明書による相手認証、データの暗号化及び厳格なユーザ管理を行い、データの滅失・漏洩及び改ざん防止を図るとともに、ウイルス対策に万全な措置を講じ安全性を確保しています。（イメージは次頁の通り）

2-4. セキュリティの確保（オンライン請求システムのセキュリティ）

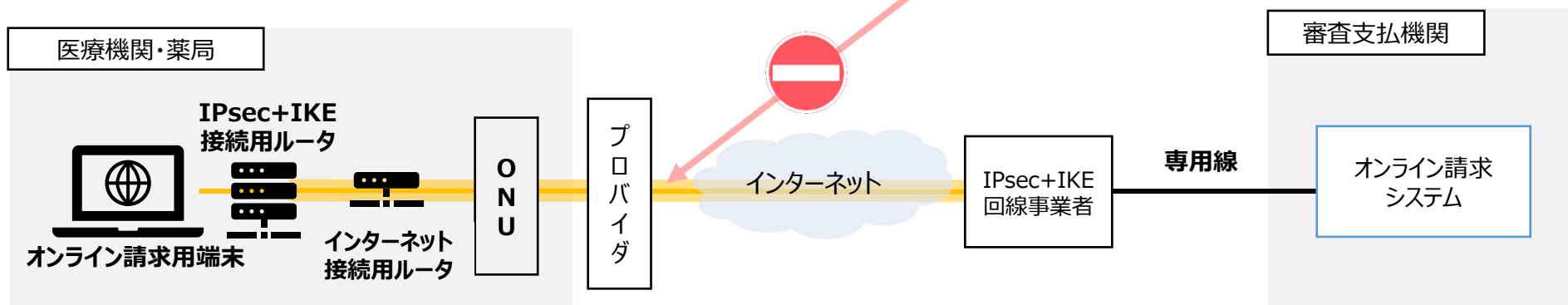
■ 前頁ご説明内容のイメージ図が下記となります。



IP-VPN接続の構成例



IPsec+IKE接続（ルータ型）の構成例



2-4. セキュリティの確保（医療機関・薬局で実施いただく対策について）

- 医療機関・薬局においては、ガイドライン（※1）に基づき、セキュリティポリシー等を作成した上で、対策を講じていただく必要があります。セキュリティポリシー等に盛り込むべき事項は、規程例（※2,3）でお示しているため、ご確認ください。主な内容は、以下の表に抜粋しています。

（※1）「オンライン資格確認等、レセプトのオンライン請求及び健康保険組合に対する社会保険手続きに係る電子申請システムに係るセキュリティに関するガイドライン」 <https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/000679712.pdf>

（※2）「オンライン資格確認等システム及びレセプトのオンライン請求システムに係る安全対策の規程例」（*）
<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001189505.pdf>

（※3）「レセプトのオンライン請求システムに係る安全対策の規程例」
<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001189507.pdf>

#	項目	実施内容
1	組織体制	<ul style="list-style-type: none">オンライン請求システム管理者、情報管理責任者、運用責任者を置く。
2	情報の分類と管理	<ul style="list-style-type: none">情報管理責任者は、オンライン請求システムで取り扱う情報について、組織内で重要度の度合いを共有するため、各々の情報の機密性を踏まえ、重要性分類（厳秘、秘密、公開）に従って分類する。オンライン請求システムで取り扱う情報について、ファイル名又は記録媒体等に情報の分類が分かるように表示をする等適切な管理を行わなければならない。
3	送信機器の設置場所等	<ul style="list-style-type: none">オンライン請求システムの送信機器を設置する場所を、パーティション等で仕切るか又は送信機器に覆いをするか等により、関係者以外の者が機器に接しないようにする。オンライン請求システムの送信機器は、オンライン請求業務（レセプト作成業務を含む。）のみに使用する。したがって、業務に必要なとするソフトウェア以外のソフトウェアはインストールしない。
4	利用者の責務	<ul style="list-style-type: none">利用者は、本規程及びオンライン請求システムの実施手順（マニュアル）に定められている事項を遵守すること。利用者は、システム管理者の許可を得ず、送信機器及び記録媒体等を部屋外への持ち出しをしないこと。利用者は、関係者以外の者が不正にオンライン請求システムを利用できないようにユーザID及びパスワード等を、適切に管理すること。
5	ソフトウェアの管理	<ul style="list-style-type: none">運用責任者は、送信機器にコンピュータウイルス対策ソフトウェアをインストールするとともに、定期的にコンピュータウイルスのチェックを行い、感染の防止に努める。

2-4. セキュリティの確保（責任分界点）

- オンライン請求によるデータ送信や通信経路の管理の責任についての分界は下記の通りです。
- 医療機関・薬局の責任として記載している範囲については、医療機関・薬局で、厚生労働省のガイドライン等に則ったセキュリティ対策の実施が必要です。

責任の種別	機関名	概要
送信・配信データの送付責任	医療機関・薬局	医療機関・薬局から審査支払機関への送信データの送付については、システムの画面に「受領書」が表示されたことで、医療機関・薬局が送付責任を果たしたものとします。
	審査支払機関	支払基金から保険者への配信データの送付については、システムの画面に「配信済」メッセージが表示されたことで、支払基金が送付責任を果たしたものとします。
通信経路の管理責任	システム利用者（医療機関等）	システム利用者の通信経路の責任範囲は、システム利用者の回線と審査支払機関の準備した回線の接続地点からシステム利用者までの範囲をいい、責任範囲で障害が起こった際の対処及び情報の管理について責任を負うものとします。
	審査支払機関	審査支払機関の通信経路の責任範囲は、システム利用者の回線と審査支払機関の準備した回線の接続地点から審査支払機関までの範囲をいい、責任範囲で障害が起こった際の対処及び情報の管理について責任を負うものとします。

2-5. もしトラブル発生した場合には

- ネットワーク及びシステムトラブルに関する情報、よくあるご質問についてはオンライン請求システムサポートサイトをご覧ください。（<https://onlineseiky.jp/>）
- 必要に応じて支払基金オンライン請求関係相談窓口も併せてご活用ください。（https://www.ssk.or.jp/sodan_madoguchi/gosodan_04.html）

3. 【ご参考】オンライン請求に関する資料

■ より詳しい情報については下記も併せてご参照ください。

情報元	URL
厚生労働省HP	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000190624_00001.html
支払基金HP (オンライン請求)	https://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/online/index.html
支払基金HP (オンライン請求システムに関するQ&A)	https://www.ssk.or.jp/goshitsumon/online/index.html
国保中央会HP (オンライン請求)	https://www.kokuho.or.jp/system/online/
オンライン請求システムサポートサイト	https://onlineseikyu.jp/
(ご参考) 医療機関等向け総合ポータルサイト	https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm